

| 子育て                |  |
|--------------------|--|
| こども家庭センター          | 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。妊娠、出産、子育てについての悩みや不安等の相談に応じます。   |
| 妊婦健診・産婦健診費助成       | 母子健康手帳の交付とともに、妊婦健診を公費で受けられる補助券の発行（妊婦健康診査補助券：14回、妊婦歯科健康診査補助券：1回、産婦健診補助券：2回）、またあわせて、保健師等による相談、各種の情報提供を行っています。  |
| 赤ちゃん訪問（保健師・助産師による） | 初めての赤ちゃん（第1子）をご出産の方への全家庭訪問、および訪問を希望される方への赤ちゃん訪問を行います。体重測定、発育状況の確認、育児や授乳に関する不安等の相談をお受けします。  |
| やめっこ未来応援金（ギフト支給）   | 子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整備するため、妊婦や低年齢期の子育て家庭を対象に面談を行い、ギフトを支給します。<br>【支給額】妊娠届出時「出産応援ギフト(5万円分)」、出生届出時「子育て応援ギフト(5万円分)」   |
| こども医療制度            | 中学生（15歳に達する年度の3月31日）までの通院・入院に係る医療費助成を行います。<br>【乳幼児】 通院：自己負担なし 入院：自己負担なし<br>【小学生・中学生】 通院：1か月1医療機関ごとに 1,200 円まで自己負担していただきます。入院：自己負担なし<br>※令和6年10月診療分からは乳幼児から中学生まで入院・通院等ともに無料となります。                           |
| 児童手当の給付            | 児童手当は、中学校卒業までの児童を養育している人に支給されます。（所得制限あり）<br>【支給月額】3歳未満：一律 15,000 円、3歳以上小学校終了前：10,000 円（第3子以降は15,000 円）、中学生：一律 10,000 円。ただし、特例給付対象者は一律 5,000 円。<br>※令和6年10月分から対象者を高校生年代の児童まで拡大し、一部の支給額を変更します。また、所得制限を撤廃します。 |
| ひとり親家庭への支援         | ひとり親家庭の安定とお子さんの健やかな成長のために、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療、就業のための支援、養育費確保支援などを行っています。  |
| 病児・病後児保育           | 保護者のやむを得ない事由により、病気回復期の児童を昼間家庭での育児が困難な時に、専門の施設で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。（3か所の施設で実施）  |
| 保育所等の保育料軽減         | 0～2歳児の保育料について、国の基準よりさらに軽減を行っています。  |
| 放課後児童健全育成事業        | 学童保育所で放課後等に適切な遊びや生活の場を提供します。保護者が就労などにより昼間に不在となる家庭の小学生が利用できます。（市内すべての小学校区で実施）   |
| 育児支援こどものごはん提供事業    | 市内の保育所、幼稚園等に通う3歳以上児の給食のうち、主食（ごはん）にかかる費用に対して施設に補助を行うことで完全給食の実施を推進し、食の衛生を確保し保護者の負担を軽減しています。  |
| やめファミリー・サポート・センター  | 子育ての援助を受けたい人（おねがい会員）と子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）を会員として登録し、地域の中で子育ての手助けを行い合う会員組織で、子どもの預かりや送迎等の相互援助活動を行います。  |
| 子育て支援総合施設「やめっこ未来館」 | 保育所と地域子育て支援センターを併設した複合施設です。この施設は、保育の機能と子育ての総合的な支援を行う機能を備え、それぞれの機能が連携し、八女市の未来を担う子どもたちの健やかな育成をサポートします。   |
| 一時預かり事業            | 未就学児（0歳～5歳児）の子どもたちを対象に、育児疲れ解消や、急病・勤務形態の多様化等に伴う一時的な保育が必要な場合に、保育サービスが受けられます。（一部の私立保育所、やめっこ未来館で実施）  |
| 乳児家庭全戸訪問事業         | 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を地区の民生委員児童委員・主任児童委員が訪問します。児童手当申請時等にあなたの地区の訪問従事者をお知らせします。子育てに関する悩みごと、聞きたいこと等、何でも相談をお受けします。   |
| 路線バス通学定期券補助金       | 八女市にお住まいの学生が通学する際に利用する路線バス（高速バス含む）の定期券購入費用を一部補助します。<br>【補助金額】 購入金額の2割、さらに補助金額を差し引いた月額運賃が1万4千円を超える場合は、その差額分も合わせて補助します。  |

|  |
|--|
| こども家庭センター<br>子育て支援課<br>（こども家庭係）<br>☎0943-24-8282 |
|--|

|                                     |
|-------------------------------------|
| 子育て支援課<br>（こども支援係）<br>☎0943-24-9342 |
|-------------------------------------|

|                                     |
|-------------------------------------|
| 子育て支援課<br>（こども保育係）<br>☎0943-23-1351 |
|-------------------------------------|

|                                     |
|-------------------------------------|
| 子育て支援課<br>（こども未来係）<br>☎0943-23-1546 |
|-------------------------------------|

|                                     |
|-------------------------------------|
| 子育て支援課<br>（こども未来係）<br>☎0943-24-8814 |
|-------------------------------------|

|                                     |
|-------------------------------------|
| 定住対策課<br>（公共交通政策係）<br>☎0943-23-1189 |
|-------------------------------------|

| 令和6年度<br>八女市の主な定住支援施策を紹介し <span style="color: green;">ま</span> す |   |
|--|---|
| 住まい  |   |
| 若年世帯家賃支援補助金  | 市内の賃貸住宅に転入もしくは転居する、若年世帯（令和6年4月1日現在において、夫婦の合計年齢が80歳未満）またはひとり親世帯（父または母の年齢が40歳未満かつ義務教育終了前の子を含む世帯）に対し、家賃の一部を補助します。<br>【補助基本額】（家賃から住宅手当を控除した額）の1/2、月額上限1万円×最長36ヶ月<br>※世帯の状況に応じて新婚加算・転入加算・出生加算があります。                                    |
| 若年世帯引越費用等支援補助金   | 市内の非賃貸住宅に転入もしくは転居する、若年世帯（令和6年4月1日現在において、夫婦の合計年齢が80歳未満）またはひとり親世帯（父または母の年齢が40歳未満かつ義務教育終了前の子を含む世帯）に対し、引越費用等の一部を補助します。<br>【補助金額】引越費用負担額（運送代、エアコン購入費・取付工事費）の1/2、上限10万円   |
| 新築マイホーム取得支援補助金   | 新築等をした日から3年以内の人に対し、取得する家屋の固定資産税相当額を3年間、また転入世帯や新婚世帯又は子育て世帯には一時金を支給します。<br>【補助金額】3年間で補助金合計最大75万円（固定資産税相当額 [年間上限15万円×3年間]、転入世帯：1世帯につき20万円、新婚世帯又は子育て世帯：1世帯につき10万円）  |
| 中古住宅取得支援補助金  | 市内に中古住宅を取得して2年以内であり、かつ居住した日から1年以内の人に対し、購入金額の5％、また転入世帯や新婚世帯又は子育て世帯には一時金を支給します。<br>【補助金額】 補助金合計最大40万円（購入金額の5％ [上限10万円]、転入世帯：1世帯につき20万円、新婚世帯又は子育て世帯：1世帯につき10万円）  |
| 空き家バンク制度   | 定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する人に情報提供を行います。市内に存在する空き家の有効利用を通して、地域住民と都市住民の交流を図ることを目的としています。   |
| 空き家改修費等補助金制度   | 空き家バンクに登録された空き家に対し、予算の範囲内で改修費用・家財の撤去費用の一部を補助します。<br>【改修工事】2分の1以内、上限50万円 【家財撤去等】上限10万円   |
| まちなみ家賃補助金  | 市内の伝統的建造物群保存地区内にある伝統的建築物を、自身の住居又は自身が事業を営むための店舗や宿泊施設として活用される方に、家賃の一部を補助します。<br>【補助金額】（家賃から住宅手当を控除した額）の1/2、月額上限2万円×最長24ヶ月   |
| まちなみ八女産材活用補助金  | 市内の伝統的建造物群保存地区内にある、伝統的建築物を改修する際に、内装材に八女産木材を活用する方へ、費用の一部を補助します。<br>【補助金額】内装材に八女産木材を10㎡以上使用しているものに対し、八女産木材の内装施工面積1㎡につき3,000円、上限額20万円  |
| 住宅改修事業補助金制度  | 市民の方が市内の施工業者によって現在お住まい（自己所有）の住宅を改修される際に費用の一部を補助します。 ※工事着工前に申請が必要です。<br>【補助金額】 工事費が10万円以上のもので1割相当額、上限額10万円   |
| 木造戸建て住宅耐震改修事業補助金   | 昭和56年5月31日以前に建築又は工事着工した市内の木造戸建て住宅で、耐震改修をされる際に費用の一部を補助します。 ※工事着工前に申請が必要です。<br>【補助金額】耐震改修工事に要する費用の40％、上限60万円  |
| 八女材普及促進住宅資材助成事業  | 八女市内に、八女材を使用した木造住宅の新築または増築を行う際に、必要な費用の一部を補助します。<br>【補助金額】 定額80万円  |
| 住宅用太陽光発電システム等設置費補助金  | 住宅用太陽光発電システム・蓄電池を設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。<br>【補助金額】 発電出力1kwあたり2万円、上限8万円（対象システム10kw未満）。4kwh以上の蓄電池を設置する場合7万円。（太陽光発電システムと同時設置、または既に太陽光発電システムを設置済みの住宅への設置が対象。）  |
| 浄化槽の設置に関する補助制度   | 浄化槽を設置する人に、予算の範囲内で補助金を交付します。<br>【補助金限度額】（新築の場合）5人槽：498,000円、7人槽：621,000円、10人槽：822,000円<br>（単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している住宅で浄化槽に転換する場合）5人槽：698,000円、7人槽：821,000円、10人槽：1,022,000円<br>※転換時に、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を撤去する場合、撤去費用と宅内配管費用を最大23万円加算します。 |
| 水洗便所等改造資金助成制度  | 公共下水道の供用開始区域内等において、供用開始後3年以内に行う既存住宅の水洗便所等改造工事に対して助成金を交付します。<br>【助成金額】 費用の50％以内、上限額：1年目10万円、2年目8万円、3年目5万円  |
| 飲料水改善事業  | 上水道・簡易給水施設の計画区域外にお住まいの人が、安全な飲料水を確保するために行う、飲料水改善のための事業に対して補助金を交付します。<br>【補助金額】 費用の50％以内、上限額20万円  |

※各種補助金や制度等には諸要件があります。詳しくは担当課へご相談ください。

|                                   |
|-----------------------------------|
| 定住対策課<br>（定住対策係）<br>☎0943-24-8162 |
|-----------------------------------|

|                                   |
|-----------------------------------|
| 定住対策課<br>（定住対策係）<br>☎0943-24-8013 |
|-----------------------------------|

|                                      |
|--------------------------------------|
| 文化振興課<br>（歴史まちづくり係）<br>☎0943-24-8164 |
|--------------------------------------|

|                                 |
|---------------------------------|
| 定住対策課<br>（住宅係）<br>☎0943-23-2577 |
|---------------------------------|

|                                   |
|-----------------------------------|
| 林業振興課<br>（総務管理係）<br>☎0943-23-1168 |
|-----------------------------------|

|                                      |
|--------------------------------------|
| 企画政策課<br>（脱炭素社会推進係）<br>☎0943-24-9125 |
|--------------------------------------|

|                                    |
|------------------------------------|
| 上下水道局<br>（下水道総務係）<br>☎0943-23-1148 |
|------------------------------------|

|                                    |
|------------------------------------|
| 上下水道局<br>（上水道総務係）<br>☎0943-23-1949 |
|------------------------------------|

# ライフステージ

八女市は、豊かな自然や美しい風景、歴史や文化の魅力で溢れたまちです。八女に住みたい！八女に住んで良かった！と思っただけのような住みよい環境を目指すとともに地域の魅力を活かし、安心して暮らせるまちづくりを推進するため、定住対策や子育て支援などの各種施策に積極的に取り組みます！



## 出生

・やめっこ未来応援金



## 入学

・小中学校等入学祝金  
・路線バス通学定期券補助



## 就職・結婚

・新築マイホーム取得支援補助  
・中古住宅取得支援補助  
・空き家バンク制度



## 住宅・取得

・結婚サポートセンター  
・結婚記念品贈呈  
・若年世帯家賃支援補助



## 老後

・高齢者運転免許証自主返納支援

## 教育

|               |  |                             |
|---------------|--|-----------------------------|
| 小中学校等入学祝金支給事業 | 入学時における家庭の経済的負担を軽減するとともに、児童及び生徒の健全な育成を支援するため、小中学校等に入学する際に祝金を支給します。<br>【支給額】小学校：児童1人につき3万円、中学校：生徒1人につき5万円 | 学校教育課（総務係）<br>☎0943-24-9451 |
| 学力向上推進事業      | 八女市独自の少人数指導教員、一部教科担任制、学校司書等を配置して、基礎・基本の定着・学力向上を図ります。   |                             |
| 八女市奨学金        | 学費の支払が困難と認められる世帯の高校生等に対して奨学金を交付し、将来社会に貢献する人材を育成します。（月額 8,000 円 × 3年間）                                    |                             |
| 給食費への補助       | 保護者の負担を減らすために、八女市立学校の給食費の一部補助を行います。  | 学校教育課（学務係）<br>☎0943-23-1954 |
| コミュニティ・スクール事業 | 学校と地域が互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子供たちの成長を支えていくために、コミュニティ・スクール事業（学校運営協議会制度）を実施します。                           | 教育指導課（教務係）<br>☎0943-24-9176 |

## 仕事

|                          |   |                                  |
|--------------------------|---|----------------------------------|
| 新規創業・新事業展開補助制度           | 市内で新規創業を目指す創業希望者や新事業展開を目指す個人事業者や法人に対して、経費の一部を補助金として交付します。ただし、事前に市が指定した「創業塾」を受講する必要があります。<br>【補助金額】2分の1以内、上限額50万円  | 商工・企業誘致課（商工振興係）<br>☎0943-24-9177 |
| 新規創業資金等借入者信用保証料・利子補給補助制度 | 市が定めた新規創業者を対象とする融資制度を利用する際に、借入に係る信用保証料及び借入から1年以内の利息に対して補助金を交付します。ただし、事前に市が指定した「創業塾」を受講する必要があります。<br>【補助金額】信用保証補助金：2分の1以内、上限額50万円<br>利子補給補助金：2分の1以内、上限額10万円  |                                  |
| 伝統工芸等継承者育成事業             | 市が定めた伝統工芸品等の技術・技法を後世に継承するため、概ね40歳未満の研修者が市内の事業所等において、伝統工芸士等から技術指導を受ける場合に研修者奨励金を交付します。また、市が定めた伝統工芸品等に携わる事業所が、既存従業員の技術継承を目的に概ね40歳未満の若者を雇用し、その技術を習得させる場合等にも、事業者に対して奨励金を交付します。ただし、技術習得後も引き続き市内で就業又は開業していただくことが要件です。（奨励金は、最長で3年間受けることができます） | 商工・企業誘致課（特産品係）<br>☎0943-24-0112  |
| 新規就農者育成総合対策事業            | 交付要件を備える認定新規就農者（就農時49歳以下）に対して、経営開始資金を最大3年間支援します。<br>【支援額】12.5万円/月（150万円/年）×最長3年間<br>交付要件を備える認定新規就農者に対して、補助対象事業費 上限 1,000 万円の機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、リース料等を対象とした支援を行います。※事業の実施にあたり日本政策金融公庫、金融機関等から融資を受ける必要があります。                             | 農業振興課（総務管理係）<br>☎0943-23-1118    |
| 新規就農促進支援事業               | 市内で新規就農を予定し、生産技術の習得を目標に県で認められる研修機関、農家等で研修を受ける者等に対して研修促進の助成を行います。<br>【助成金額】研修生（新規就農者）：月 上限額 2.5万円、研修機関等：月 上限額 2.1万円<br>市内に住民票を有し、国の経営開始資金を受給している認定新規就農者に対して、就農後100万円/年（最長3年）の上乗せ助成を行います。   |                                  |
| 奨学金返還支援補助金               | 市内に居住し、大学等進学時に貸与を受けた奨学金の返還をしている満35歳以下で、要件をすべて満たす者に対し、返還を支援します。<br>【補助金額】奨学金の返還年額（上限24万円/年）、申請年度から2年間  | 定住対策課（定住対策係）<br>☎0943-24-8162    |
| 地方創生移住支援金                | 三大都市圏（東京圏・大阪・名古屋圏）から市内に移住し働く、支給要件をすべて満たす者に対し、移住支援金を交付します。<br>【補助金額】単身60万円、2人以上の世帯100万円、18歳未満（配偶者の方を除く）の方1人につき100万円加算  |                                  |

## 結婚

|                 |  |                               |
|-----------------|--|-------------------------------|
| 結婚新生活支援事業補助金    | 新婚世帯の新生活に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用（家賃を除く）、引越費用を補助します。令和6年1月1日から令和7年3月31日までに新たに婚姻した世帯で、婚姻日において夫婦の年齢が共に39歳以下でありかつ世帯の所得が500万円未満である世帯。<br>【補助金額】29歳以下：上限60万円、39歳以下：上限30万円<br>【対象費用】令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用 | 定住対策課（定住対策係）<br>☎0943-24-8162 |
| 八女・筑後結婚サポートセンター | 結婚相談・お見合い・各種パーティーを通して素敵な出会いを提供し、結婚のきっかけづくりを行ないます。お見合いパーティー等のイベントは月1回程度開催しています。   |                               |
| 結婚記念品           | 新婚夫婦に結婚記念品（八女茶・急須・夫婦湯呑みのセット）を差し上げます。※記念品の内容は変わることがあります。  |                               |

## 安全・安心

|                    |  |                               |
|--------------------|--|-------------------------------|
| 防災ラジオ（全世帯無償配付）     | 災害情報や避難情報など、市民の生命や財産に関わる重要な情報を伝達するため、防災ラジオを全世帯に配付しています。また、イベント情報や市民の役に立つ情報を1日3回放送しています。                                  | 防災安全課（消防防災係）<br>☎0943-23-1731 |
| FM放送を通じた市からのお知らせ放送 | 安全・安心に関する情報発信を基本に、生活情報や行政情報、イベント・気象・交通情報などをFM八女（80.1MHz）を通じて1日3回放送します。   | 秘書広報室（広報広聴係）<br>☎0943-23-1110 |
| dボタン広報誌            | テレビのデータ放送を活用し、災害時情報、暮らしに役立つ情報を文字情報でお知らせします。九州朝日放送（KBC）に合わせリモコンのdボタンを押してご覧ください。   |                               |
| 休日在宅医              | 急に発病したり症状が悪化した方のために、医師会員が交代で休日に診療にあたります。詳しくは八女市ホームページや広報紙で確認いただき、各医療機関にお電話ください。  | 健康推進課（保健総務係）<br>☎0943-23-1201 |
| 老朽危険家屋等除却促進事業補助金   | 八女市内で適正に管理されていない老朽危険家屋等の除却を促進するため、除却をする人に対して除却工事費の一部を補助します。※交付要件がありますので、申請するときは必ず事前にご相談ください。<br>【補助金額】補助対象事業費の1/2、上限50万円 | 防災安全課（生活安全係）<br>☎0943-24-8146 |
| ブロック塀等撤去費補助金       | 八女市内で、道路に面する危険なブロック塀などの撤去を行う所有者または管理者に対して、撤去工事費の一部を補助します。※交付要件がありますので、申請をするときは必ず事前にご相談ください。<br>【補助金額】工事に要する経費の2/3、上限16万円 | 建設課（都市計画係）<br>☎0943-24-9456   |

## 交通・通信

|                           |  |                                 |
|---------------------------|--|---------------------------------|
| 高齢者運転免許証自主返納支援            | 高齢ドライバーの事故防止対策として、八女市に住所を有する満70歳以上で運転免許証を自主返納し、市に申請をされた方に、いずれかの支援を行います。<br>・タクシー、路線バス共通回数券 6万円分<br>・ハンドル形電動車椅子（シニアカー）購入費補助 6万円                           | 防災安全課（生活安全係）<br>☎0943-24-8146   |
| 予約型乗合タクシー「ふる里タクシー」        | 予約があったときに、予約があった区間だけを運行し、複数の利用者が乗り合いで利用するタクシーです。利用者の玄関から目的地の玄関まで送迎します。<br>【料金】同一エリア内であれば1回300円   | 定住対策課（公共交通政策係）<br>☎0943-23-1189 |
| 高速八女ICバス停駐車場（パーク・アンド・ライド） | 高速バスを利用した方は駐車場料金が安くなります。また4枚綴り回数券「茶のくに八女回数券」、通学・通勤に便利な「茶のくに八女定期券」を発売し、定期券を購入された方は、駐車場を無料で利用できます。<br>※「茶のくに八女定期券」…八女市民は通常 31,430 円（1ヶ月）を 27,000 円で購入できます。 |                                 |
| 光インターネット接続サービス            | ブロードバンド・ゼロ地域の解消のため、八女市で整備した光ファイバー網を利用した光インターネットの引込工事を無料で行います。（一部地域を除く）   | 定住対策課（定住対策係）<br>☎0943-24-8162   |